

令和3年第1回

大阪府後期高齢者医療広域連合議会

2月定例会会議録

令和3年2月18日 開会  
同 日 閉会

大阪府後期高齢者医療広域連合議会







# 大阪府後期高齢者医療広域連合議会

令和3年第1回大阪府後期高齢者医療広域連合議会（2月定例会）会議録

令和3年2月18日（木曜日） 午後2時開議

## ○出席議員

1番 野上 らん	2番 永田 典子
3番 永井 啓介	4番 広田 和美
5番 田淵 和夫	6番 西 哲史
8番 田中 真由美	9番 水谷 毅
10番 内海 武寿	11番 吉田 裕彦
12番 友井 健二	13番 桂 聖
14番 三重松 清子	15番 大坪 教孝
16番 河合 馨	18番 見本 栄次
19番 村上 毅	20番 北村 孝

## ○説明のため出席した者

広域連合長	野田 義和
副広域連合長	永藤 英機
副広域連合長	澤井 宏文
副広域連合長	田代 堯
副広域連合長	藤原 龍男
事務局長	小野 雅一
事務局次長兼 総務企画課長	増田 宣典
資格管理課長	桑田 直記
給付課長	石田 英之

## ○職務のため出席した者

書記	松岡 保和
書記	平 佳子

○議事日程

- 日程第1 仮議席の指定
- 日程第2 議長の選挙

○議事日程（追加）

- 日程第1 議席の指定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 諸般の報告
- 日程第5 議案第1号 令和2年度 大阪府後期高齢者医療広域連合 一般会計補正予算（第1号）の件
- 議案第2号 令和2年度 大阪府後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件
- 日程第6 議案第3号 令和3年度 大阪府後期高齢者医療広域連合 一般会計予算の件
- 議案第4号 令和3年度 大阪府後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療特別会計予算の件
- 日程第7 議案第5号 大阪府後期高齢者医療広域連合 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件
- 日程第8 議案第6号 大阪府後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の件
- 日程第9 一般質問

○会議に付した事件

議事日程のとおり

午後2時00分 開議

○事務局 前議長の任期満了に伴い、現在、議長が欠員となっております。議長が選出されるまでの間、地方自治法第106条第1項の規定により、内海副議長に議長の職務を行っていただきます。

内海副議長、よろしくお願いいたします。

○内海副議長 ただいまご紹介いただきました副議長の内海でございます。代わって議長の職務を行います。ご協力をよろしくお願いいたします。

ただいまより、令和3年第1回大阪府後期高齢者医療広域連合議会2月定例会を開会いたします。

開会に際し、広域連合長よりご挨拶があります。

野田広域連合長。

〔広域連合長 野田義和君 登壇〕

○野田広域連合長 連合長を務めております東大阪市長の野田でございます。

議会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、ご多忙の中、また新型コロナウイルスによる緊急事態宣言が発令される中、ご出席をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、現在、国におきましては、一定所得以上の方の窓口負担割合を2割とする医療制度改革関連法案について、国会での審議が行われているところであります。制度の施行予定は令和4年10月以降と少し先になりますが、議論経過を注視し、適切な対応を図ってまいります。

また、いよいよこの3月下旬からマイナンバーカードの被保険者証利用がスタートし、手続の効率化、利便性の向上が期待されるところです。私ども広域連合からも全ての被保険者の方に制度周知のご案内をお送りする予定としておりますが、引き続き普及に向けた取組が必要であります。

本日の定例会におきましては、令和2年度の一般会計、特別会計の補正予算案、令和3年度の一般会計、特別会計の予算案及び条例改正などにつきましてご審議をお願いすることといたしております。

議員各位におかれましては、今後とも格段のご支援を賜りますようお願い申し上げまして、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○内海副議長 本日の出席議員は18名で、議員定数20名の半数以上の定足数に達しております。

す。

なお、17番、村岡均議員におかれましては、本日の会議を欠席する旨の届出がありましたので、ご報告いたします。

これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、仮議席の指定を行います。

令和2年11月26日付で広域連合議会議員の欠員に係る選挙にご当選されました北村孝議員の仮議席は20番を指定いたします。

日程第2、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。議長の選挙については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選の方法によることといたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○内海副議長 ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることと決定いたしました。

指名の方法については、副議長において指名することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○内海副議長 ご異議なしと認めます。よって、副議長が指名することに決定いたしました。議長に、田中真由美議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました田中真由美議員を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○内海副議長 ご異議なしと認めます。よって、田中真由美議員が議長に当選されました。

それでは、田中議長からご挨拶があります。

〔8番 田中真由美君 登壇〕

○田中議員 ただいま議員各位のご推挙を賜り、広域連合議会議長の重責をお預かりすることとなりました、箕面市の田中でございます。

広域連合議会の円滑な運営を行い、府民の負託に応えられるよう全力を尽くしてまいり所存でございます。議員の皆様並びに広域連合長をはじめとする理事者各位におかれましても、ご支援、ご協力をお願い申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。



○内海副議長 以上で、私の職務は終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

それでは、ここで議長を交代いたします。田中議長、よろしく願いいたします。

○田中議長 それでは、配付しております追加議事日程に従い議事を進めます。

日程第1、議席の指定を行います。

北村孝議員の議席は、仮議席を本議席といたします。

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、18番、見本栄次議員、19番、村上毅議員を指名いたします。

日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日、2月18日の1日としたいと存じますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○田中議長 ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日、2月18日の1日と決定いたしました。

日程第4、諸般の報告を行います。

お手元に配付しております現金出納検査結果報告書のとおり、令和2年10月分から令和2年12月分までの例月現金出納検査が実施されました。それぞれの結果について、監査委員から議長宛て報告がありましたので、私からご報告申し上げます。

日程第5、議案第1号「令和2年度大阪府後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）の件」及び議案第2号「令和2年度大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小野事務局長。

〔事務局長 小野雅一君 登壇〕

○小野事務局長 議案第1号、第2号につきまして、一括してご説明いたします。

まず、議案第1号「令和2年度大阪府後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）の件」につきましてご説明いたします。

資料につきましては、左上に「議案第1号」と標記しております令和2年度大阪府後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）予算書・説明書の3ページをご覧ください。

第1条におきまして、歳入歳出それぞれ2万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億9,814万円と定めるものでございます。

詳細につきましては、9ページ以降の一般会計補正予算（第1号）に関する説明書によりご説明いたします。

先に歳出から説明させていただきますので、16ページ、17ページをご覧ください。

4款諸支出金、1項償還金及び還付加算金等、1目償還金を2万2,000円増額しております。これは、令和元年度に受入れ超過となった国庫補助金に係る返還金の増額によるものでございます。

次に、歳入をご説明いたしますので、14ページ、15ページにお戻りください。

1款分担金及び負担金、1項負担金、1目市町村負担金を1,370万5,000円減額し、4款1項1目繰越金を1,372万7,000円増額しております。これは、11月議会でご承認いただきました令和元年度決算認定による繰越金1,372万7,000円から、先ほど歳出でご説明いたしました国庫への返還金2万2,000円を差し引いた額1,370万5,000円を市町村負担金から減額するものでございます。

続きまして、議案第2号「令和2年度大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件」につきましてご説明いたします。

資料につきましては、左上に「議案第2号」と標記しております令和2年度大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）予算書・説明書の3ページをご覧ください。

第1条におきまして、歳入歳出それぞれ177億5,990万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1兆2,181億1,515万1,000円と定めるものです。

詳細につきましては、9ページ以降の令和2年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）に関する説明書によりご説明いたします。

先に歳出から説明させていただきますので、16ページ、17ページをご覧ください。

3款1項1目特別高額医療費共同事業拠出金を1億5,782万8,000円増額しております。これは、国保中央会が実施している特別高額医療費共同事業に係る拠出金が当初の見込みより増額したことによるものです。

5款1項基金積立金、1目医療給付費準備基金積立金を36億1,145万2,000円増額しております。これは、令和元年度決算認定による剰余金の一部及び医療給付費準備基金の運用益を同基金に積み立て、医療給付費の予想外の増加や、次期以降の保険料増加抑制に充てるためのものでございます。

次に、6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金等、1目償還金を139億9,062万2,000円増

額しております。これは、令和元年度に受入れ超過となった市町村、国及び府の医療給付費負担金並びに国庫補助金の各返還金の増額によるものでございます。

次に、歳入をご説明いたしますので、14ページ、15ページにお戻りください。

1款市町村支出金、1項市町村負担金、1目事務費負担金を2億162万円減額しております。これは、11月議会でご承認いただきました令和元年度決算認定による繰越金の増額に伴い、市町村負担金が一部不用となることによる減でございます。

次に、5款1項1目特別高額医療費共同事業交付金を1億5,782万8,000円増額しております。これは、歳出でご説明いたしましたとおり、特別高額医療費共同事業に係る拠出金に対して増額交付が見込まれる当該交付金を増額するものでございます。

次に、6款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金を93万円増額しております。これは、医療給付費準備基金の運用益の増額によるものでございます。

次に、9款1項1目繰越金を178億276万4,000円増額しております。これは、令和元年度決算認定により前年度繰越金が確定したことによるものでございます。

議案第1号、第2号に関する説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○田中議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第1号及び議案第2号について、質疑及び討論の通告はありませんでしたので、これより採決いたします。

本件を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○田中議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第6、議案第3号「令和3年度大阪府後期高齢者医療広域連合一般会計予算の件」、議案第4号「令和3年度大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小野事務局長。

〔事務局長 小野雅一君 登壇〕

○小野事務局長 議案第3号、第4号につきまして、一括してご説明いたします。

まず、議案第3号「令和3年度大阪府後期高齢者医療広域連合一般会計予算の件」につい

てご説明いたします。

資料につきましては、左上に「議案第3号」と標記しております令和3年度大阪府後期高齢者医療広域連合一般会計予算書の1ページをご覧ください。

第1条におきまして、歳入歳出それぞれ2億1,872万7,000円と定め、第2条では、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めております。第3条におきまして、一時借入金の最高額を6,000万円と定めております。

次に、2ページ、3ページをご覧ください。

こちらでは、歳入歳出予算の款項別金額及び合計額をお示しいたしております。

次に、4ページをご覧ください。

こちらでは、債務負担行為の事項などをお示しいたしております。

それでは、詳細につきましては、別冊になります令和3年度大阪府後期高齢者医療広域連合一般会計予算に関する説明書によりご説明いたします。

まず、説明書の1ページに歳入の総括、2ページ、3ページに歳出の総括を記載しております。

一般会計歳入歳出予算の総額は2億1,872万7,000円で、前年度比で2,060万9,000円、10.4%の増となっております。

次に、4ページ、5ページをご覧ください。

歳入の主な内訳でございます。

1款分担金及び負担金、1項負担金、1目市町村負担金につきましては、2億1,708万4,000円を計上し、前年度と比較して2,185万6,000円の増となっております。主な理由といたしましては、歳出における電子計算費などの経費増に伴い、市町村の事務費負担金を増額するものでございます。

次に、6ページ、7ページをご覧ください。

歳出の主な内訳でございます。

6ページ中段の2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費につきましては、1億6,727万3,000円を計上し、前年度と比較して444万9,000円の減となっております。主な理由といたしましては、ジェネリック医薬品希望カードの作成に伴う印刷製本費の減によるものでございます。

なお、令和2年度の職員数が50人に達したことにより衛生委員会を設置し、産業医1名の報酬を計上いたしております。

次に、8ページ、9ページをご覧ください。

同じく、2目電子計算費につきましては、4,456万7,000円を計上し、前年度と比較して2,506万2,000円の増となっております。主な理由といたしましては、OAシステムのサーバー機器などの機種更新に係る委託料が増となったことによるものでございます。

次に、12ページ、13ページをご覧ください。

こちらには、特別職及び一般職の給与費明細書をお示しいたしております。

次に、14、15ページをご覧ください。

こちらには、債務負担行為に関する調書をお示しいたしております。

一般会計に関する説明は以上でございます。

続きまして、議案第4号「令和3年度大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算の件」についてご説明いたします。

特別会計につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律第49条の規定により、後期高齢者医療に関する収入及び支出について、特別会計を設けることが義務づけられているものでございます。

それでは、資料につきましては、左上に「議案第4号」と標記しております令和3年度大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算書の1ページをご覧ください。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1兆2,326億6,941万7,000円と定め、第2条では、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めております。第3条におきましては、一時借入金の最高額を700億円と定め、第4条では、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合を定めております。

次に、2ページ、3ページをご覧ください。

こちらでは、歳入歳出予算の款項別金額及び合計額をお示しいたしております。

次に、4ページをご覧ください。

こちらでは、債務負担行為の事項などをお示しいたしております。

それでは、詳細につきましては、別冊の令和3年度大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算に関する説明書によりご説明いたします。

まず、説明書の1ページに歳入の総括を、2ページ及び3ページに歳出の総括を記載しております。

歳入歳出予算額の総額は1兆2,326億6,941万7,000円で、前年度比較で354億4,089万9,000

円、3%の増となっております。

次に、4ページ、5ページをご覧ください。

歳入の主な内訳でございます。

1款市町村支出金、1項市町村負担金、1目事務費負担金につきましては、資格管理事務及び保険給付事務に係る人件費並びに事務費等の負担金ですが、給付事務委託料の増などに伴い、前年度より増といたしております。

2目保険料等負担金は、市町村が徴収した保険料及び保険基盤安定に係る負担金、3目療養給付費負担金は、療養給付費に係る定率の市町村負担金ですが、被保険者数が120万5,374人で、前年度比較で2万3,686人増加すると見込まれることなどにより、保険給付費が増加するなど、いずれも前年度より増といたしております。

2款国庫支出金の1項国庫負担金及び2項国庫補助金とも増となっておりますが、主な理由といたしましては、被保険者数の増加などによるものでございます。

次に、6ページ、7ページをご覧ください。

3款府支出金、1項府負担金及び4款1項支払基金交付金につきましても、被保険者数の増加などに伴いまして増といたしております。

5款特別高額医療費共同事業交付金は、レセプト1件当たり400万円を超えるもののうち、200万円を超える部分であります特別高額医療費の共同事業に対する交付金でございますが、対象となる医療費の総額が今年度実績を踏まえまして増加する見込みであるため、前年度より増といたしております。

次に、8ページ、9ページをご覧ください。

8款繰入金、1項基金繰入金、1目医療給付費準備基金繰入金の86億3,260万2,000円につきましては、令和2年度、3年度の保険料改定に当たり、同基金から170億円を保険料軽減のための財源として投入することとし、第2年度分として令和3年度に繰り入れる額などがございます。

次に、12ページ、13ページをご覧ください。

歳出の主な内訳でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の主な内容につきましては、資格管理事務、保険給付事務に係る委託料、人件費負担金及び通信運搬費並びに手数料などがございますが、22億8,008万6,000円を計上し、前年度と比較して3,715万8,000円の増となっております。主な理由といたしましては、被保険者数の増加などに伴う給付事務委託料の増によるものでござ

ございます。

なお、会計年度任用職員を2名増員し、任期付職員1名及び会計年度任用職員9名の報酬などを計上しております。

続きまして、14ページ、15ページをご覧ください。

上段の2目電子計算費につきましては、5億3,997万円を計上し、前年度と比較して1,777万2,000円の増となっております。主な理由といたしましては、標準システムの機種更新に係る委託料が増となったことによるものでございます。

中段の2款保険給付費につきましては、被保険者の増加などに伴う保険給付費の増などにより、前年度より増といたしております。

続きまして、16ページ、17ページをご覧ください。

上段の3項その他医療給付費、2目傷病手当金につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、令和2年度は予備費を活用し傷病手当金を支給してまいりましたが、令和3年度は当初予算に経費を計上いたしております。

4款保健事業費、1項健康保持増進事業費、2目保健・介護予防の一体的実施事業費につきましては、市町村への委託料が11市町から28市町に増加したことにより、前年度より増といたしております。

次に、20ページ、21ページをご覧ください。

こちらには、特別職及び一般職の給与費明細書をお示しいたしております。

次に、22ページ、23ページをご覧ください。

こちらには、債務負担行為に関する調書をお示しいたしております。

議案第3号、議案第4号に関する説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○田中議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第3号及び議案第4号について、質疑及び討論の通告はありませんでしたので、これより採決いたします。

本件を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○田中議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第7、議案第5号「大阪府後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を

改正する条例の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小野事務局長。

〔事務局長 小野雅一君 登壇〕

○小野事務局長 議案第5号「大阪府後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件」につきましてご説明いたします。

資料につきましては、左上に「議案第5号」と標記しております提出議案をご覧ください。

本条例は、職員の期末手当の支給率を0.05月分引き下げる大阪府人事委員会の勧告を踏まえた大阪府の職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部改正などが令和2年11月20日に議決され、その内容に準じて支給率などの整合を図るため、本広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございます。

施行期日につきましては、公布の日から施行し、改正後の大阪府後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の規定は、令和2年4月1日に遡及して適用いたします。

議案第5号に関する説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○田中議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第5号について、質疑及び討論の通告はありませんでしたので、これより採決いたします。

本件を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○田中議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第8、議案第6号「大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小野事務局長。

〔事務局長 小野雅一君 登壇〕

○小野事務局長 議案第6号「大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の件」につきましてご説明いたします。

資料につきましては、左上に「議案第6号」と標記しております提出議案をご覧ください。



本条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律により、新型コロナウイルス感染症の定義に係る条項が、新型インフルエンザ等対策特別措置法から削除され、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症による傷病手当金の支給に関する条文におきまして、法律の引用箇所について規定の整備を行うものでございます。

なお、当該改正の前後で傷病手当金の支給対象範囲などに変更はございません。

議案第6号に関する説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○田中議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第6号について、質疑及び討論の通告はありませんでしたので、これより採決いたします。

本件を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○田中議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第9、一般質問を行います。

発言の通告がありますので、通告順に指名いたします。

西哲史議員。

〔6番 西 哲史君 登壇〕

○西議員 堺市議会の西哲史です。

後期高齢者医療制度が発足して既に約13年。保険料は増大の一途をたどり、一部健康保険組合からは、支援金負担が重過ぎるとの意見も出る中、大阪の医療の医療環境の維持、府民の安心の確保のためには、いかに医療費を除く関連諸経費の支出を削減するかとともに、高齢者の長期的な健康維持によって医療費の増大を抑制していくかが今問われていると考えます。

そのような中、令和2年第2回定例会でも提起したように、後期高齢者の嚥下機能維持のみならず、回復させていくことが、高齢者の健康維持につながり、医療費の削減、ひいては保険料の増加抑制、医療者への適正な報酬確保へとつながっていく一つの方策と考えます。つまりは嚥下機能低下を早期に発見し、対応していくことが不可欠であり、歯科健康診査の

受診をしっかりと促進していくことが重要と考えます。

実際、後期高齢者医療広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律第125条第1項の規定により、健康教育、健康相談、健康診査、その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならないとされています。

そこでお尋ねしますが、この高齢者の医療の確保に関する法律第125条に基づいて、大阪府後期高齢者医療広域連合が実施している歯科健康診査について、受診率と、受診率向上の取組について概要をご説明ください。

○田中議長 質問に対し理事者の答弁を求めます。

石田給付課長。

〔給付課長 石田英之君 登壇〕

○石田給付課長 お答えいたします。

歯科健康診査につきましては、後期高齢者の口腔機能低下や肺炎などの疾病を予防するため、平成30年度より全市町村において実施しております。

口腔機能の低下は、栄養状態の悪化などによりフレイル状態に陥ることにもつながることから、歯科健康診査は非常に重要な施策であると認識しております。

初年度である平成30年度の受診率は16.56%、2年目である令和元年度の受診率は14.89%であります。

受診率向上の取組としましては、毎年、年度当初に、対象となる被保険者に受診案内及び健診のお知らせを対象者一人一人に通知するとともに、各市町村の広報紙へ受診勧奨の掲載を依頼して、事業の周知を図っています。また、被保険者証送付の際に同封する「後期高齢者医療制度のしおり」や、各医療機関、地区医師会及び市町村に配付している「元気高齢者のための健康長寿ガイドブック」へ健診の案内を掲載するほか、本広域連合における高額療養費などの決定通知書の発送用封筒の裏面や医療費通知の裏面など、各種通知に受診を勧奨する一文を入れるなど、様々な媒体を活用し周知しています。

さらに、令和元年度からは、ICTを活用した分かりやすい健康診査結果通知事業により、初めて歯科健康診査を受診した75歳、76歳の被保険者へ、対象者一人一人に歯科健康診査結果及び健康管理上のアドバイスを通知し、継続的な受診の動機づけを行っています。

また、大阪府歯科医師会とは、高齢者医療懇談会などの場で、受診率向上に向けた協力要請を行っています。

今後も、大阪府歯科医師会、市町村とも連携し、受診率向上に取り組んでまいります。

以上でございます。

○田中議長 西議員、引き続き質問はございますか。

西議員。

〔6番 西 哲史君 登壇〕

○西議員 ご答弁ありがとうございました。

受診率向上のため、様々な媒体を活用し、また関係市町村や医療関係団体等と連携して取組を行っておられることが分かりました。しかしながら、11月定例会において、令和元年度主要な施策の成果にも記載をされていましたが、歯科健康診査の受診率は、初年度の平成30年度の16.6%に対し、令和元年度は14.9%に低下しています。また、令和元年度の健康診査の受診率が23.7%であるのに対し、歯科健康診査の受診率は14.9%で、8.8%も低い状況であります。この差は一体どのような内容か分析されているのでしょうか。歯科健康診査を受診されている方は、健康診査を受診されている方の一部にすぎないのか。もしくは、健康診査を受診されている方と歯科健康診査を受診されている方は全く別の方なのでしょうか。また、健康診査は受診するにもかかわらず、歯科健康診査を受診されないのはどのような理由からでしょうか。分析を行っていくべきと考えますが、いかがでしょうか。

また、平成30年度から第2期データヘルス計画を大阪府後期高齢者医療広域連合では実施していますが、さらに受診者が増えるよう、未受診者への働きかけが必要であると考えますが、見解や課題をお伺いしたいと思います。

○田中議長 質問に対し理事者の答弁を求めます。

石田給付課長。

〔給付課長 石田英之君 登壇〕

○石田給付課長 お答えいたします。

歯科健康診査の受診率が、平成30年度より令和元年度が低いことにつきましては、年度末に新型コロナウイルス感染症などの影響により、前年度の同時期と比べまして受診者数が減少したことが要因の一つであると考えています。

また、平成30年度より全市町村で開始した事業であり、今後も第2期データヘルス計画の目標達成に向け広報活動に力を入れるなど、受診率向上に向けて取り組む必要があると認識しております。

歯科健康診査の課題の一つとしましては、受診率を健康診査の受診率並みに向上させることが挙げられます。事業開始後間もない状況にある中、歯科健康診査の受診率が健康診査の

受診率に近づくよう、今後、データヘルス計画実施に伴う分析事業にて、健康診査、歯科健康診査受診者における受診状況の分析を行うほか、ICTを活用した分かりやすい健康診査結果通知事業を活用し、健康診査を受診された方に歯科健康診査に係るアンケートを行い、これらの結果を踏まえ、受診率向上に向けた有効な手段を検討していきたいと考えております。

今後も、新型コロナウイルス感染症の拡大が歯科健康診査の受診率に影響を及ぼす可能性があります。議員ご指摘のとおり、被保険者の健康の保持増進及び高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の推進のため、第2期データヘルス計画に掲げた目標が達成できるよう、引き続き様々な媒体を活用した周知を図るとともに、市町村において高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に有効活用できるよう、歯科健康診査データの市町村への提供や、新たに年末に各市町村の広報誌に受診勧奨の掲載をお願いするなど、効果的、効率的な未受診者対策を検討し、今後もより一層大阪府歯科医師会、市町村と連携の上、受診率の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○田中議長 西議員、引き続き質問はございますか。

西議員。

〔6番 西 哲史君 登壇〕

○西議員 ご答弁ありがとうございました。

質問の回数の制約がありますので、意見と要望を申し上げます。

データヘルス計画実施に伴う分析事業にて、健康診査、歯科健康診査受診者における受診状況の分析を行うほか、ICTを活用した分かりやすい健康診査結果通知事業を活用し、健康診査を受診された方に歯科健康診査に係るアンケートを行い、これらの結果を踏まえ受診率向上に向けた有効な手段を検討していきたいと考えておりますとのご答弁でありました。つまりこれから調査検討していくということです。何がきっかけで歯科健康診査を受診するのか、またどのような情報の受け取り方をすれば受診するのかなど、しっかりと状況を調査し、分析していただきたいと思っております。

例えば、なぜ健康診査を受診して歯科健康診査を受診しないのか、今は分析できていないようですが、しっかりと分析し施策を講じることができれば、その差である9%はたやすく受診率が上昇すると考えられます。このような分析をはじめとした様々な分析をしっかりと行い、それに基づく施策の実施を強く求めます。

後期高齢者医療広域連合は、それぞれのデータを保持しているのですから、そのデータを生かしながら、自治体任せにせず、主体的に未受診者に歯科健康診査の受診を促していくことは重要な責務であると考えます。後期高齢者の健康寿命の延伸、ひいては医療費削減にとって、嚙下機能低下を早期発見し、早期に対応していくことが重要であり、そのために歯科健康診査の受診率向上に主導的かつ積極的に取り組まれるよう求めて、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○田中議長 質問は終わりました。

次に、三重松清子議員。

〔14番 三重松清子君 登壇〕

○三重松議員 松原市の三重松清子でございます。

通告に従いまして質問をさせていただきます。

2008年の後期高齢者医療制度発足時には、全国で約1,300万人が、各市町村が運営する老人保健制度から、市町村で構成する広域連合が運営する後期高齢者医療制度に移行いたしました。

まず1点目に、発足当時と現在の当広域連合事務局の人員体制、職員数及び職員の勤務年数についてお聞かせください。

次に2点目として、先ほど議決いたしました当初予算の保健事業費についてお尋ねいたします。

昨年、75歳以上の高齢者に対する保健事業を市町村が介護保険の地域支援事業等と一体的に実施することができるよう、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律において、高齢者の医療の確保に関する法律等の改正が行われました。令和3年度は、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に係る予算として3億3,240万円計上され、令和2年度に比べて2億3,460万円の増となっています。この事業は、広域連合から市町村への委託により実施するものと伺っておりますが、市町村により人口規模や健康課題など取り巻く状況は様々であります。

そこで、各市町村を支援するための広域連合の取組や今後の保健事業の取組についてお聞かせください。

○田中議長 質問に対し理事者の答弁を求めます。

増田事務局次長兼総務企画課長。

〔事務局次長兼総務企画課長 増田宣典君 登壇〕

○増田事務局次長兼総務企画課長 一つ目の事務局の人員体制などにつきましてお答えいたします。

当広域連合は、平成19年1月17日、大阪府内の全ての市町村を構成員として設立され、被保険者の資格に関する事務、後期高齢者医療給付に関する事務、保険料の賦課に関する事務、保健事業に関する事務などを市町村と連携して進めております。

これらの事務を処理するため、当広域連合に事務局を設置し、事務局に事務局長と事務局次長を置き、その下に総務企画課、資格管理課、給付課の3課を設置しております。

当広域連合事務局の職員数でございますが、発足当時の平成20年度が42人、令和2年度、令和3年2月1日現在は50人でございます。

職員の構成ですが、平成20年度は、後期高齢者医療制度創設期であったため、市町村からの派遣職員40人のほか、平成20年度末までは、大阪府からの派遣職員2人が含まれております。令和2年度は、市町村からの派遣職員40人のほか、令和元年度に当広域連合で採用した非常勤の任期付職員が1人、令和2年度に当広域連合で採用した非常勤の会計年度任用職員が9人で構成されております。

なお、市町村からの派遣職員の派遣期間は、市からの派遣職員は原則3年、町村からの派遣職員は原則2年としており、毎年約3分の1の職員が人事異動により交代となります。その結果、派遣職員の勤務年数は、今年度末でございますが、1人が4年、11人が3年、16人が2年、12人が1年でございます。

以上でございます。

○田中議長 石田給付課長。

〔給付課長 石田英之君 登壇〕

○石田給付課長 私からは、2つ目の保健事業についてお答えいたします。

令和2年度から本格的に施行された高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施は、広域連合から市町村への事業委託により、フレイルなど的高齢者の特性を踏まえた健康支援を行うため、高齢者の保健事業と市町村における介護予防事業などとを一体的に実施するものであり、令和3年度からは28市町で実施見込みであります。

一体的実施を委託する市町村への支援策として、令和元年度よりデータヘルス計画実施に伴う分析事業を実施し、健康医療情報を活用して、被保険者の健康状態、疾病構造、医療費の現状を市区町村ごとに分析し、被保険者の健康課題を明確にするとともに、その結果を市町村に提供しています。また、市町村職員研修や担当職員連絡会議を開催し、事業実施に必

要な知識の習得や情報共有を図っているところです。さらに、後期高齢者のフレイル予防に関する意識を醸成するため、健康診査及び歯科健康診査の結果から、フレイルのおそれのある対象者一人一人に、フレイル予防に関するアドバイスを記載した情報提供書を送付しています。

市町村への今後の支援策としましては、一体的実施の企画調整担当として市町村に配置された医療専門職をさらにバックアップするため、令和3年度より担当職員連絡会議にスーパーバイザーを招き、専門家による技術的助言を行っていく予定です。また、事業実施後には大阪府国民健康保険団体連合会のヘルスサポート事業を活用し、有識者などが参加する同委員会による市町村ごとの事業評価を行い、課題を明らかにして改善を促すなど、評価結果を市町村に還元し、市町村が事業を円滑に実施できるよう支援してまいります。

以上でございます。

○田中議長 三重松議員、引き続き質問はございますか。

三重松議員。

〔14番 三重松清子君 登壇〕

○三重松議員 ご答弁ありがとうございました。それでは、再質問させていただきたいと思っています。

1点目の事務局の人員体制等についてでございます。団塊の世代が後期高齢者となり始める2022年から後期高齢者は急増する情勢にあります。後期高齢者の増加に伴い、毎年、広域連合における事務量も増加していると思います。2022年後半には、一定所得以上の方の窓口負担が2割負担へと改正されます。後期高齢者医療制度の円滑な運営を確保するため、ベテラン職員の育成及び配置が必要と考えます。主として市町村からの派遣職員で構成される当広域連合事務局における人員体制の課題解決に向けた取組についてお尋ねをいたします。

続いて2点目の保健事業についてであります。後期高齢者の保健事業を、住民にとって身近な市町村と連携して実施することは有意義であります。介護予防事業との一体的な取組だけではなく、前期高齢者を含む国民健康保険制度での保健事業も視野に入れた長期的な取組が必要であると考えます。一体的な実施を推進するため、広域連合としても様々な取組を行っているとのことですが、高齢者への保健事業を実施する上で、医師会や歯科医師会、薬剤師会の理解や協力が必要不可欠であります。

基礎自治体では、常日頃から三師会を含め医療関係団体との調整を図り、特に今回のコロナワクチン接種事業において密接な関係で対応を進めております。保健事業はすぐに結果が

出るものではありませんが、広域連合はそういった中で研修会や情報提供だけでなく、保険者として市町村に寄り添い、主導的役割をさらに果たしていくことが重要であると考えます。この点に関して、広域連合としてのお考えをお聞かせください。

○田中議長 質問に対し理事者の答弁を求めます。

増田事務局次長兼総務企画課長。

[事務局次長兼総務企画課長 増田宣典君 登壇]

○増田事務局次長兼総務企画課長 一つ目の事務局の人員体制などについてお答えいたします。

当広域連合設立時、約72万人であった被保険者数は、令和2年度では約118万人となり、被保険者数の増加に伴い事務量も増加している状況にあります。市町村からの派遣職員の派遣期間につきましては、派遣元市の協力の下、平成29年度から派遣期間を延長し、原則2年を原則3年にして実施し、取り組んでいます。

このような状況において、後期高齢者医療制度の運営主体である広域連合は、議員ご指摘のとおり、主に市町村からの派遣職員で構成されているため、専門的な人材の育成に課題があると認識し、派遣元市町村には、後期高齢者医療制度などに精通した職員の派遣をお願いするとともに、当広域連合も参画する全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じまして、後期高齢者医療制度が持続可能で安定した運営体制を確立できるよう、抜本的な運営体制の見直しを継続して国に求めているところでございます。

しかしながら、国は、中期的に検討していくべき課題であるとの認識であるため、広域連合独自のプロパー職員などの採用につきましては慎重にならざるを得ない状況にあります。当広域連合の取組といたしましては、職員の事務の負担軽減を図り、超過勤務を縮減するために、これまでも業務の委託などのアウトソーシングを進め、加えて、さらなる職員の派遣期間の延長や嘱託職員の雇用等のほか、さらに平成31年4月の機構改革によりますマネジメントの強化や、新たな業務及び事務量の増加対応としまして、令和元年度からは非常勤の任期付職員を採用、令和2年度からは非常勤の会計年度任用職員を採用しています。

引き続き、国への要望を粘り強く継続するほか、当広域連合を構成する市町村と連携しながら、限られた職員、体制の中で業務を円滑に遂行するとともに、人員体制の課題解決に向けて取組を進めてまいります。

以上でございます。

○田中議長 石田給付課長。



〔給付課長 石田英之君 登壇〕

○石田給付課長 二つ目の保健事業についてお答えいたします。

一体的実施の取組は、これまで国民健康保険制度の保健事業や市町村の介護予防の取組と後期高齢者医療制度の保健事業とが適切に接続、連携されてこなかったという課題の解決につながり、被保険者の健康寿命の延伸に寄与するものであることから、本広域連合として極めて重要な取組であると認識しています。

議員ご指摘のとおり、一体的実施を円滑に推進するためには、地域の医療関係団体の理解と協力が不可欠であることから、医療関係団体との連絡調整は、一体的実施に係る取組の柱の一つとなっています。

広域連合においては、これまでも大阪府医師会をはじめ三師会には随時相談や意見交換を実施しており、必要に応じて各地区会員などへの周知をお願いしたところではありますが、今後、地域の医師会、歯科医師会及び薬剤師会を対象に、事業推進の意義や医療関係団体の役割などについての研修や説明会などを開催し、各市町村の一体的実施の取組への理解と協力を要請するなど、市町村における保健事業が円滑に実施できる環境を整えるため、さらなる医療関係団体との連携の強化を図ってまいります。

また、一体的実施の具体的手順などについては、「厚生労働省による高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン第2版」で示されているところではありますが、低栄養や口腔機能低下者への支援といった取組テーマごとのプログラム例は記載されているものの、健康診査結果などから支援対象者を把握するための明確な抽出基準が示されているわけではなく、一体的実施に取り組みもうとする市町村は、各地区医師会などと基準づくりから検討を行う必要がある状況にあることから、各市町村において効果的かつ効率的な一体的実施の保健事業を推進するため、健康診査及び歯科健康診査結果からフレイルのハイリスク者を把握するための抽出基準及びフレイルの状態に応じた望ましい高齢者保健事業の在り方などを、大阪府医師会、大阪府歯科医師会などと検討しており、早ければ3月中に市町村へ情報提供を行う予定であります。

市町村とは引き続き担当者職員連絡会議や関係市町村連絡会議などを通じて顔の見える関係づくりを進め、それぞれの課題に対する意見交換を重ねて連携を密にし、広域連合が市町村に寄り添って支援ニーズを把握するなど、今後もより一層市町村の実情やニーズに応じたきめ細やかな支援を目指していくことで、市町村が地域全体で高齢者を支えることができるよう、一体的実施を推進してまいります。

以上でございます。

○田中議長 三重松議員、引き続き質問はございますか。

三重松議員。

〔14番 三重松清子君 登壇〕

○三重松議員 ご答弁ありがとうございました。3回目となりますので、最後に要望を申し上げたいと思います。

広域連合が保険者としてより一層市町村に寄り添い、市町村の実情やニーズに応じたきめ細やかな支援を目指していくことで、市町村が地域全体で高齢者を支えることができるよう、一体的実施を推進していくとのことであります。ぜひとも広域連合は主導的役割を果たして、市町村を支えていただきたいと思います。

しかしながら、事務局の人員体制等についてのご答弁にありましたように、大阪府における後期高齢者医療制度の被保険者数は、後期高齢者医療制度発足時の約72万人から、令和2年度には約118万人まで、約1.6倍に増加しているとのことであります。さらに今後、2022年からは団塊の世代が後期高齢者になり始めることから、より急速に被保険者数が増加し、2030年には約150万人に達すると見込まれております。また、毎年、市町村からの派遣職員のうち約3分の1が人事異動で交代するため、医療保険などに関するスキルや業務経験が豊富な人材が市町村から広域連合に確実に派遣されることがより一層重要であることが分かりました。

このような状況の中で、業務の委託化、機構改革によるマネジメントの強化、任期付職員及び会計年度任用職員採用のほか、市町村からの派遣職員の派遣期間延長にも取り組んでいるとのことでしたが、後期高齢者医療を取り巻く現状やニーズを考えますと、広域連合は今後ますます持続可能で安定した運営が求められています。

一億総活躍社会の実現に向け、健康寿命の延伸は不可欠であり、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施など、高齢者の健康を支える保険者として、今、その専門性が求められているのではないかと思います。人材の確保こそが問題の解決につながるのではないのでしょうか。後期高齢者医療制度が果たすべき役割はさらに重要度を増してまいります。専門的かつ安定的な運営体制が確立されるよう、より一層、国に対して声を上げていくことが重要であると思います。

私も議員として、国会議員を通じて国に訴えていきたいと思います。広域連合としても、後期高齢者医療制度の持続可能で安定した運営体制の確立に向けて粘り強く国に対し要望を

続けていただきたいと思ひます。

各市町村と広域連合が密接に連携し、スキルや業務経験豊富な職員が安定して広域連合へ派遣されるような仕組みづくりの検討も重ねてお願いいたします。

様々な角度からの取組を行いながら、被保険者の足元にある市町村がより円滑で効果的に事業展開することが、介護予防の推進や健康寿命の延伸につながり、被保険者にとって豊かな人生百年の実現が確かになるものと考えます。さらなる取組をお願いし、質問を終わります。ありがとうございました。

○田中議長 質問は終わりました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

広域連合長から閉会のご挨拶があります。

野田広域連合長。

〔広域連合長 野田義和君 登壇〕

○野田広域連合長 今回の定例会におきましては、上程議案につきまして、原案のとおりご承認をいただき、厚くお礼申し上げます。

当広域連合におきましては、今後とも後期高齢者医療制度の安定的な運営に向け取り組んでまいります。

議員各位におかれましては、引き続き格別のご支援を賜りますようお願い申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○田中議長 これをもちまして、令和3年第1回大阪府後期高齢者医療広域連合議会2月定例会を閉会いたします。

午後3時05分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、本会議の顛末を証するため、ここに署名する。

大阪府後期高齢者医療広域連合議会

議 長 田 中 真 由 美

署 名 議 員 村 上 毅

署 名 議 員 見 本 栄 次